## 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十号告 宗

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所におい その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部 て一般の縦覧に供する。 道路

平成二十九年九月二十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 Щ 田 隆 弘

道路の種類 県 道

線 名 深谷嵐山線

三 道路の区域

新	IΞ	新 旧 別
同市田中字新堀六〇四番一地先まで	深谷市田中字新堀五八三番地先から	区間
一四·六七~ 二五·一〇	八・六七~	(メートル)敷地の幅員
二 五 四 · 五 四		(メートル)
道路改築工事である。		備考